個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安全運転相談ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用 目的	運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6免許番号、7免許有効日、8免許交付日、9免許条件、10免許種別、11病名、12相談受理日、13相談受理所属、14相談受理区分、15相談区分、16相談者、17相談の種類、18質問票有無、19個別聴取実施日、20個別聴取実施所属、21条件変更の有無、22傷病分類、23診断書交付日、24診断書受領日、25診断書受理所属、26診断書診断日、27診断書による免許可否、28結果詳細、29安全運転相談終了書交付状況、30交通事故の有無、31認知機能検査点数、32特記事項
記録範囲	1免許を受けている者 2免許を新規に取得しようとしている者 3免許を失効させている者 4免許を取り消されている者 の内、病気等で相談を行った者
記録情報の収集方法	1 相談受理(電話・来庁) 2 質問票からの聞き取り 3 報告書からの聞き取り
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)広島県警察本部 総務部総務課 (警察情報公開センター)(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9 -42

訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続き等	1、2、3及び4の記録項目の内容に変更があった場合の 訂正については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94 条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60 号)第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規 則第30条の12第1項による。
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号 令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	広島県警察本部 総務部総務課(警察情報公開センター) (所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42
行政機関等匿名加工情報 の概要	_
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	_
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_
備 考	